

不祥事案に関する報告とお詫び

今般、誠に遺憾ながら当組合におきまして不祥事案が発生いたしました。職員による令和元年度決算書から令和3年度決算書に渡る不適正な事務処理、不完全な精査及び決裁処理等に伴う組合諸規則等の違反であります。

組合は、これを重く受け止め、対策本部を設置し、原因究明及び再検証を行った結果、令和元年度に遡り、数多くの不適切な事務処理、決裁処理があることが判明しました。

要因として、職員のコンプライアンス意識の希薄化、職務責任の欠如、事務処理能力の不足等が不祥事を繰り返し招いたものと考えます。

組合としまして理事会を開催し、不適切な事務処理、さらには指導監督不適正等により、組合の信用を著しく失墜したとして、組合規則の規定により当該職員を懲戒処分とすると共に、役員につきましても、役員報酬の一部を自主返納しました。

この度は、組合員の皆様をはじめ、関係する皆様の信頼を大きく損なうこととなってしまいました。皆様に対し心より深くお詫び申し上げます。

私ども組合役職員は、このことを厳粛に受け止め今後このような不祥事を繰り返すことのないよう、法令等遵守態勢及び内部牽制体制をさらに強化するとともに、再発防止策に徹底して取り組み、組合員の皆様及び関係する皆様からの信頼回復に向け全力を尽くしてまいります。今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月16日

佐賀県農業共済組合

組合長理事 川崎 悟